

## 第16節 生活必需品等供給計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関	
1 供給要請の取りまとめ ⇨ 必要量・必要品目 2 災害時の調達 ⇨ <table border="1" data-bbox="536 439 940 517"> <tr> <td>市内業者等に供給依頼 近隣市町村、府への応援要請</td> </tr> </table> 3 緊急物資集積場所 ⇨ 市立市民体育館、市立コミュニティ体育館 4 仕分け・配送要員の確保 5 調達体制の強化 (1) 市内小売業者のリストアップ (2) 業者等との協定締結の検討 6 義援金品の受付 ⇨ 健康福祉部	市内業者等に供給依頼 近隣市町村、府への応援要請	総務課 自治広報課 契約管財課
市内業者等に供給依頼 近隣市町村、府への応援要請		

### 第1 計画の方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

### 第2 実施責任者

生活必需品等の供給は市長が実施する。

### 第3 調達方法

1 市長は、避難所毎の必要量を算定し、市役所や各防災用倉庫の備蓄物資を配給、貸与するとともに、不足する品目等については、災害の規模に応じて市内の小売販売業者等から必要な生活必需品等を調達するものとする。

なお、本市のみで必要量が確保できない場合は、府に対し物資の調達のあっせんを依頼するほか、近隣市町村に応援を要請する。

2 災害救助法が適用された場合は、知事に対し大阪府備蓄物資の応急供給を要請し調達を図る。

### 第4 生活必需品等の範囲

- 1 寝具（毛布、布団等）
- 2 被服（肌着等）
- 3 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）
- 4 食器（茶わん、皿、はし等）
- 5 保育用品（ほ乳びん等）
- 6 光熱材料（マッチ、ローソク、燃料等）
- 7 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- 8 衛生用品（おむつ、生理用品）

### 第5 供給及び配分の要領

物資の給与又は貸与については、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加し実施する。

なお、配分に際しては、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえ、配給品目、数量等、被災者間に不公平が生じないよう適切に実施するものとする。

## 第6 救援物資の集積場所

調達した物資又は府等からの救援物資の集積場所は、本章第15節「食料供給計画」第5に掲げるとおりである。

資料編	大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方及び備蓄の現況 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準
-----	---